



宮労発基 0319 第 1 号
令和 8 年 3 月 19 日

一般社団法人宮城県ビルメンテナンス協会
会長 殿

宮 城 労 働 局 長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の周知について

平素より労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 14 日付けで労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が、また、同年 6 月 11 日付けで労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）がそれぞれ公布され、改正事項ごとに施行日が定められ、段階的に施行されているところです。（別添）

このうち、令和 8 年 4 月 1 日からは高年齢者の労働災害防止措置や治療と就業の両立支援の努力義務化等が施行されることとなります。

また、近年は、全国的に雇用者数における 60 歳以上が占める割合が増加し、労働災害に占める 60 歳以上の割合も増加し、高年齢者の労働災害も増加しています。宮城県内においても、宮城県内の令和 7 年（令和 8 年 2 月末の速報）の労働災害による休業 4 日以上死傷者は 2,429 名のうち、60 歳以上の労働災害は 759 名であり、全体の約 3 割を占めている状況にあります。

さらに、宮城県内の一般健康診断の有所見率は令和 6 年は 65.0%となり、全国平均を上回り、その差は拡大傾向にあります。高年齢者の就労増加を背景に、病気を治療しながら仕事をする労働者の増加が見込まれるところです。継続的な治療を必要とする労働者が就業を継続しながら治療を受けることができる職場環境の整備は、安心して働くことにつながり、労働力人口が減少する中で、人材確保の面からも重要な取組といえます。

このほか、化学物質の通知に関して、代替物での通知が可能となることから、使用するに当たり留意が必要となります。

これらの課題への対応等のためにも、下記の事項について、会員事業場への周知について特段の御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1 高年齢労働者の労働災害防止措置について

改正後の労働安全衛生法第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づく「高年齢者の労働災害防止のための指針」（高年齢者の労働災害防止のための指針公示第 1 号）による取組に関し、以下に留意の上、積極的に高年齢者の労働災害防止に努めること。

- ① 安全衛生管理体制の確立等
- ② 職場環境の改善
- ③ 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- ④ 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 安全衛生教育

2 治療と就業の両立支援について

労働施策総合推進法第 27 条の 3 の規定に基づく「治療と就業の両立支援指針」（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）による取組に関し、以下に留意の上、環境整備に努めること。

- ① 事業主の方針表明
- ② 研修等を通じた意識啓発
- ③ 相談窓口の明確化・社内体制の整備
- ④ 社内制度（休暇制度・勤務制度）の整備

3 化学物質による健康障害防止について

化学物質の譲渡提供者は、化学物質の成分が営業秘密に該当する場合には、営業秘密であることを明示し、代替化学名等により通知することができることになることから、当該物質による健康障害が生ずるおそれがある場合等において、医師による診断、治療その他の行為のために必要があるときは、当該医師の求めに応じて、通知対象物の成分の情報を医師に開示しなければならないことになっていることに留意すること。

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】



高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。
等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1の一部は公布日、4は令和8年1月1日、3は令和8年10月1日、1の一部は令和9年1月1日、1及びの一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3は公布後5年以内に政令で定める日）

施行スケジュール（予定）

改正項目	5月14日法律 公布・一部施行	2025年 (R7) 年度 4月	2026 (R8) 年度 4月	2027 (R9) 年度 4月	2028 (R10) 年度	...	2030 (R12) 年度
1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	注文者等が講ずべき措置		令和8年 4月施行				
	個人事業者等自身が講ずべき措置				令和9年4月施行		
	業務上災害の報告制度				令和9年1月施行		
	業種を問わない混在作業での措置				令和9年4月施行		
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進	ストレスチェックの実施事業場拡大					公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日施行	
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進	SDS強化					公布の日から5年を超えない範囲において政令で定める日施行	
	代替化学名通知		令和8年 4月施行				
	個人ばく露測定			令和8年 10月施行			
4. 機械等による労働災害の防止の促進等	設計審査及び製造時等検査の一部の民間移管		令和8年 4月施行				
	登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化			令和8年 1月施行			
5. 高齢者の労働災害防止の推進	高齢者の労働災害防止対策		令和8年 4月施行				
6. 治療と仕事の両立支援の推進	職場における治療と仕事の両立支援	6月11日 法律公布					